

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」（平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知）別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度の運営について」（平成28年3月7日雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「運営要領」という。）に基づいて実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 訓練促進資金の貸付対象は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号で規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者であり、かつ、原則として岩手県に住民登録をしている者であつて、養成機関修了後岩手県内において第12条第1項第1号で定める業務に従事しようとする者とする。

(貸付の種類及び貸付額)

第3条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第4条 訓練促進資金は、本会会長（以下「会長」という。）と第2条に定める貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 貸付金の利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

(連帯保証人)

第5条 前条第2項の連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条の規定による延滞利子を含むものとする。

2 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）が、未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、法定代理人が次のいずれかを満たしていない場合は、法定代理人のほか、連帯保証人1名を立てるものとするが、申請者の家庭の経済状況等から、真に貸付けが必要と認められる者においては、この限りではない。

(1) 成年の者で独立の生計を営む者

(2) 借入申込時の年齢が65歳未満の者

(3) 地方税法における住民税が課税されているかこれと同程度の収入がある者

3 申請者又は借受人が、連帯保証人の変更をしようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付の申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）

- (2) 申請者の住民票謄本（続柄記載のもの）
 - (3) 連帯保証人の住民票抄本
 - (4) 連帯保証人の課税証明書
 - (5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱いについて（同意書）
 - (6) 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
 - (7) その他会長が必要と認める書類
- 2 会長は、前項で定める書類のほか、入学準備金の申請者に対しては、養成機関の入学又は在学を証明する書類を、就職準備金の申請者に対しては、資格取得を証明する書類、養成機関の修了証明書及び業務従事届（第10号様式）の提出を求めるものとする。

（貸付けの決定）

第7条 会長は、前条の書類を審査のうえ、訓練促進資金の貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（誓約書等の提出）

- 第8条 前条の決定通知を受けた申請者は、決定通知を受けた日から20日以内に、次の書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 誓約書（第2号様式）
 - (2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込（変更）届（第3号様式）
- 2 前項で定める期間内に書類の提出がない場合、会長は申請者が訓練促進資金の借受けを辞退したものとみなす。

（貸付金の交付）

- 第9条 会長は、前条第1項で定める書類の提出があったときは、入学準備金又は就職準備金のそれぞれを一括で交付するものとする。
- 2 訓練促進資金は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込（変更）届（第3号様式）により申出があった口座に振込により送金するものとする。

（借用証書の提出）

第10条 借受人は、貸付決定を受けた日から20日以内に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（第4号様式）を提出しなければならない。

（貸付契約の解除）

- 第11条 会長は、借受人が次のいずれかに該当した場合、訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなるとみなし、貸付契約を解除するものとする。
- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 借受人が訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 不正な方法により訓練促進資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
 - (6) その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（返還の免除）

第12条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至った場合は、訓練促進資金の返還の債務を免除す

るものとする。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、岩手県内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。
- (2) 前号で定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により、業務を継続することができなくなったとき。
- 2 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る債務の返還を当該各号で定める範囲内において免除できるものとする。
 - (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 前項第1号で定める業務に従事したとき。
返還の債務の額の一部
- 3 会長は、前項第1号及び第2号に規定する免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用できるものとする。また、前項第3号に規定する免除は、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については除くものとする。

（免除の申請等）

- 第13条 返還の免除を受けようとする者は、当該事由の生じた日から20日以内に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（第5号様式）及び次に定める書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 前条第1項第1号及び第2項第3号に該当するとき。
業務従事期間証明書（第6号様式）
 - (2) 前条第1項第2号及び第2項第1項に該当するとき。
死亡診断書等又は心身の故障の程度を証明する診断書
 - (3) 前条第2項第2号に該当するとき。
通知の返送等、所在不明であることが確認できるもの
- 2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、書類を審査のうえ返還債務の免除の承認又は不承認を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（返還）

- 第14条 借受人は、次のいずれかに該当するに至った場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、訓練促進資金を返還しなければならない。
- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第12条第1項で定める業務に従事しなかったとき。
 - (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から5年以内に、月賦若しくは半年賦の方法による均等払い、又は一括払いとする。ただし、特別な事情があるときは、返還期間に必要と認める期間を加えることができるものとする。
- 3 貸付金を返還しなければならない者は、当該事由の生じた日から20日以内に、ひとり親家庭高等職業

訓練促進資金返還計画書（第7号様式）を会長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定によりひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書（第7号様式）を提出した者が貸付金の返還方法を変更しようとするときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更承認申請書（第8号様式）を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

（返還の猶予）

第15条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に該当する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に修学しているとき
- (2) 当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき
- 2 会長は、次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - (1) 第12条第1項で定める業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（猶予の申請等）

第16条 借受人は、前条に該当するに至った場合は、事由の生じた日から20日以内に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（第9号様式）及び次に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項のいずれかに該当するとき。
在学証明書
- (2) 前条第2項第1号に該当するとき。
業務従事届（第10号様式）
- (3) 前条第2項第2号に該当するとき。
罹災証明書、診断書又は理由書
- 2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、書類を審査のうえ返還債務の履行の猶予の承認又は不承認を決定後、その旨を借受人に通知するものとする。

（延滞利子）

第17条 借受人が正当な理由がなく訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該貸付金の最終返還期限の翌日から、延滞元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により計算した延滞利子が500円未満の場合は、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（届出義務）

第18条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、直ちに届出事項変更届（第11号様式）を会長に提出しなければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所又は勤務先に変更があったとき。
- (2) 借受人が休学、復学又は退学したとき。
- (3) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 借受人が留年したとき。
- 2 借受人は、訓練促進資金の貸付けの辞退等をしようとするときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付停止・再開・辞退届（第12号様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 借受人は、岩手県内において業務に従事したときは業務従事届（第10号様式）により、業務に従事し

なくなったとき又は業務従事先を変更したときは届出事項変更届（第 11 号様式）に業務従事期間証明書（第 6 号様式）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

- 4 借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、養成機関に在学中は出席状況報告書（高等職業訓練促進給付金の報告に使用したものの写し）を毎年度 7 月、10 月、1 月、4 月の 4 回それぞれ当該月の 20 日までに提出し、また、養成機関を修了し業務に従事した期間は、年 1 回業務従事期間証明書（第 6 号様式）を会長に提出しなければならない。
- 5 借受人は、連帯保証人の死亡、破産手続開始の決定等により連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（第 13 号様式）を会長に提出しなければならない。
- 6 連帯保証人は、借受人が病気その他やむを得ない理由により第 1 項から前項までの届出をなし得ないときは、借受人に代わりこれを届け出なければならない。
- 7 連帯保証人は、借受人が死亡したとき、借受人死亡届（第 14 号様式）に死亡診断書等を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
- 8 第 1 項から前項による届出は、借り受けた訓練促進資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

（業務の従事期間）

第 19 条 訓練促進資金の返還免除額及び猶予期間の算定基礎となる業務の従事期間の計算は、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（貸付台帳等）

第 20 条 会長は、訓練促進資金の貸付けを行ったときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付台帳等を備え付け、資金の管理をするものとする。

（借受人等の責務）

- 第 21 条 借受人は居住する自治体の母子、父子自立支援等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 借受人及び保証人は、貸付の実施主体から貸付の要件等に関する問合せを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

（実施細目）

第 22 条 この要領で定めるもののほか、訓練促進資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 14 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日以降に高等職業訓練促進給付金を受けて養成機関に入学、又は養成機関を修了し資格を取得した者について適用する。